平成２４年（フ）第４０６０号
東京都板橋区赤塚２丁目13―７―202
破産者　竹尾美由紀（旧姓金子）
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２０号
東京都渋谷区渋谷２丁目８番２号
破産者　有限会社インポート・セレブ
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２１号
東京都八王子市高倉町21―14―405
破産者　松本　恵子（旧姓山木）
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４５２号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目８番地７号池田ビル302号
破産者　株式会社ワイ・エス・プロパティー
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４５３号
神奈川県横浜市神奈川区七島町103―101、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区末長450―301
破産者　酒田　泰美
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５６８号
東京都八王子市堀之内469―２―810　岡村方
破産者　神　　孝信
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２１号
札幌市北区新琴似７条２丁目１―46―503、開始決定時の住所札幌市北区新琴似11条８丁目６番16号
破産者　矢口　宜征
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５５４号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目19番20号
破産者　本坊　益隆
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３１７３号
愛知県岡崎市大西１丁目12番地16　ハイツ大西201
破産者　岩澤　浩江
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３１号
愛知県春日井市八田町６丁目18番地２　レジデンス上八田307号
破産者　藤井　伸幸
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７２６号
名古屋市中川区澄池町19番７号
破産者　北本　裕詞
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８２号
名古屋市名東区社が丘４丁目611番地　ラ・クラッシィ社ケ丘103号、開始決定時の住所名古屋市名東区名東本通２丁目36番地の１星ケ丘レジデンス301号
破産者　畠　さゆり
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７２号
名古屋市中川区中郷２丁目64番地
破産者　ナカ企画こと　中島　　武
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２１号
愛知県日進市三本木町細廻間456番地６　日進パレス102
破産者　伊藤　敏彦
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２２号
愛知県日進市三本木町細廻間456番地６　日進パレス102
破産者　サロン・シェールこと　伊藤　明美
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５８号
名古屋市中村区太閤４丁目９番25号　グッドステイ名古屋駅1003号
破産者　谷口　弘幸
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６９号
名古屋市中村区西米野町１丁目44番地の６
破産者　風タイルこと　風早　英哲
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７０号
名古屋市中村区西米野町１丁目44番地の６
破産者　風早三和子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５９号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目17番地　アーバンラフレ星ケ丘４―107号
破産者　深津　京子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県宝塚市今里町10番２―502号
破産者　近藤　正子
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部